

議案第 5 4 号

松阪市施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備について

松阪市施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 9 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(松阪市地区市民センター条例の一部改正)

第 1 条 松阪市地区市民センター条例（平成 17 年松阪市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

使用区分	使用時間	使用料			
		大会議室	調理室	小会議室	和室
午前	午前 8 時 30 分から 正午まで	2,560 円	1,120 円	1,210 円	1,530 円
午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,640 円	1,280 円	1,380 円	1,650 円
夜間	午後 6 時から 午後 9 時まで	2,200 円	960 円	1,040 円	1,310 円

(松阪市飯高総合開発センター条例の一部改正)

第 2 条 松阪市飯高総合開発センター条例（平成 17 年松阪市条例第 31 号）の一部を

次のように改正する。

第7条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「公益上特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
 - (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
 - (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
- 別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

松阪市飯高総合開発センター各室別使用料

室名	使用時間帯	使用料（円）
大集会室	午前9時から午後1時まで	3,150
	午後1時から午後5時まで	3,150
	午後5時から午後10時まで	3,870
老人娯楽室A	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820
	午後5時から午後10時まで	820
" B	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820
	午後5時から午後10時まで	820
和室談話室	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820

	午後5時から午後10時まで	820
調理実習室	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820
	午後5時から午後10時まで	820
2階会議室	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820
	午後5時から午後10時まで	820
研修兼娯楽室B	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820
	午後5時から午後10時まで	820
" C	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820
	午後5時から午後10時まで	820
" D	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820
	午後5時から午後10時まで	820
研修室A	午前9時から午後1時まで	820
	午後1時から午後5時まで	820
	午後5時から午後10時まで	820
生活相談室	午前9時から午後1時まで	430
	午後1時から午後5時まで	430
	午後5時から午後10時まで	470

備考 6月1日から9月30日までの間は、「午後5時から午後10時まで」の使用時

間の区分は「午後5時から午後10時30分まで」とする。

(松阪市飯南コミュニティセンター条例の一部改正)

第3条 松阪市飯南コミュニティセンター条例(平成17年松阪市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「公益上特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
 - (4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
 - (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
- 別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

使用料金

使用室	時間	午前9時から午後10時まで (1時間当たりの使用料)
		円
トレーニング室		570
研修室		400

備考

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

(松阪市中川新町地域交流センター条例の一部改正)

第4条 松阪市中川新町地域交流センター条例(平成20年松阪市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「特に必要があると認めるときは、別に定める基準により、使用料を免除することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表多目的ホールAの項中「880円」を「1,320円」に、「990円」を「1,480円」に、「1,210円」を「1,810円」に改め、同表多目的ホールBの項中「880円」を「1,320円」に、「990円」を「1,480円」に、「1,210円」を「1,810円」に改め、同表多目的ホールCの項中「880円」を「1,320円」に、「990円」を「1,480円」に、「1,210円」を「1,810円」に改め、同表会議室の項中「880円」を「1,320円」に、「990円」を「1,480円」に、「1,210円」を「1,750円」に改める。

（松阪市福祉会館条例の一部改正）

第5条 松阪市福祉会館条例（平成17年松阪市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表中「

午前	午前9時から 正午まで	2,930	1,500	770	① 冷暖房を使用する場合は、当該使用区分に係る使用料の10分の5に相当する額を徴収する。この場合において、10円未満の端数は切り捨てるものとする。
午後	午後1時から 午後5時まで	3,920	2,000	1,020	
昼間	午前9時から 午後5時まで	6,640	3,330	1,670	

夜間	午後6時から 午後9時まで	3,920	2,000	1,020	② 調理室を使用する場合は、電気、ガス及び水道料の実費相当額として1人につき30円を徴収する。
午後 夜間	午後1時から 午後9時まで	7,630	3,820	1,920	
昼夜	午前9時から 午後9時まで	10,570	5,330	2,690	

」を「

午前	午前9時から 正午まで	3,440	2,110	1,410	
午後	午後1時から 午後5時まで	4,410	2,570	1,650	
昼間	午前9時から 午後5時まで	8,010	4,450	2,600	
夜間	午後6時から 午後9時まで	4,410	2,250	1,410	
午後 夜間	午後1時から 午後9時まで	8,580	4,450	2,600	
昼夜	午前9時から 午後9時まで	11,880	6,320	3,540	

」に改める。

(松阪市隣保館条例の一部改正)

第6条 松阪市隣保館条例（平成17年松阪市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書を削る。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 市内の団体等が社会福祉の向上及び人権問題の解決を図る活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

第一・第二隣保館、中原文化センター

区分	使用時間	使用料		
		講堂・大集会室	その他	※多目的室
午前	午前9時から 正午まで	1,230円	680円	1,010円
午後	午後1時から 午後5時まで	1,620円	1,140円	1,350円
夜間	午後5時から 午後10時まで	2,000円	1,420円	1,680円

※多目的室は中原文化センターのみ。

(松阪市飯高老人福祉センター条例の一部改正)

第7条 松阪市飯高老人福祉センター条例（平成17年松阪市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育

関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
 (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
 別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

会場	使用時間	料金
集会室	午前9時から午後1時まで	3,430円
	午後1時から午後6時まで	4,200円
	午後6時から午後10時まで	3,430円
教養娯楽室	午前9時から午後1時まで	1,760円
	午後1時から午後6時まで	1,980円
	午後6時から午後10時まで	1,760円
生活相談室	午前9時から午後1時まで	1,100円
	午後1時から午後6時まで	1,290円
	午後6時から午後10時まで	1,100円
健康相談室	午前9時から午後1時まで	1,240円
	午後1時から午後6時まで	1,470円
	午後6時から午後10時まで	1,240円
栄養指導室	午前9時から午後1時まで	1,540円
	午後1時から午後6時まで	1,840円
	午後6時から午後10時まで	1,540円
談話室	午前9時から午後1時まで	990円
	午後1時から午後6時まで	1,000円
	午後6時から午後10時まで	990円

備考 6月1日から9月30日までの間は、「午後6時から午後10時まで」の使用時間の区分は「午後6時から午後10時30分まで」とする。
 別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

松阪市飯高老人福祉センター使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

住 所

申請者 氏 名

電 話 ()

次のとおりセンター施設を使用したいので許可されたく申請します。なお、許可のう
えは老人福祉センター諸規定を厳守します。

使用年月日	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
主催団体名	責任者
使用人員	
使用目的	
使用室名	集会室、教養娯楽室、生活相談室、健康相談室、栄養指導室、談話室
使用料	免除 ・ 減額 (円) ・ 有料 (円)
使用備品	
入場料等徴収有無	無 ・ 有 (円)
備 考	
キ リ ト リ 線	
松阪市飯高老人福祉センター使用許可書	
様	
年 月 日	
下記のとおり使用を許可する。	
松阪市長 印	
使用年月日	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
使用室名	
使用料金	免除 ・ 減額 (円) ・ 有料 (円)
使用責任者	
備 考	

(松阪市飯高保健センター条例の一部改正)

第8条 松阪市飯高保健センター条例（平成17年松阪市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところによ

り、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
 - (4) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
 - (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額
- 別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

会場	使用時間	料金
集会室	午前9時から午後1時まで	3,410円
	午後1時から午後6時まで	4,180円
	午後6時から午後10時まで	3,410円
視聴覚教室	午前9時から午後1時まで	1,410円
	午後1時から午後6時まで	1,680円
	午後6時から午後10時まで	1,410円
健康相談室及び健康指導室	午前9時から午後1時まで	1,510円
	午後1時から午後6時まで	1,810円
	午後6時から午後10時まで	1,510円
栄養指導室	午前9時から午後1時まで	1,430円
	午後1時から午後6時まで	1,700円
	午後6時から午後10時まで	1,430円

備考 6月1日から9月30日までの間は、「午後6時から午後10時まで」の使用時間の区分は「午後6時から午後10時30分まで」とする。

（松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例の一部改正）

第 9 条 松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例（平成 19 年松阪市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「松阪市若しくは松阪市教育委員会が主催又は共催するとき又は市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる」を「次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表第1中「550円」を「820円」に、「1,100円」を「1,650円」に、「1,650円」を「2,470円」に、「130円」を「200円」に改める。

別表第2中「1,650円」を「2,470円」に改め、同表備考を削る。

(松阪市篠田山斎場条例の一部改正)

第10条 松阪市篠田山斎場条例（平成17年松阪市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

葬祭室使用料

基準使用時間	室1		室2		連続使用可能時間
	市内	市外	市内	市外	
午前9時から午後3時まで	15,670円	47,010円	18,400円	55,200円	8時間まで（ただし、基準時間外に使用できる時間は午後3時から午後5時までに限る。）
午後4時から翌日午後3時まで	40,700円	122,100円	51,130円	153,390円	47時間まで
基準時間外使用料（1時間）	1,470円	4,410円	1,920円	5,760円	

備考

基準時間外使用料は、基準使用時間の前後に連続して使用する場合に適用し、

1時間（1時間に満たない場合は1時間とみなす。）ごとに加算する。

（松阪市嬉野斎場条例の一部改正）

第11条 松阪市嬉野斎場条例（平成17年松阪市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書を削り、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する者は」を「市長が特に必要と認めるときは」に改め、同項各号を削る。

別表告別式場の部を次のように改める。

告別式場	通夜・告別式	24時間（午後4時から翌日午後4時まで）	20,510円	貸し出しません。
		7時間（午前9時から午後4時まで）	8,250円	貸し出しません。

（松阪市勤労者総合福祉施設条例の一部改正）

第12条 松阪市勤労者総合福祉施設条例（平成17年松阪市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「午後9時まで。」を「午後9時まで」に改め、同号ただし書を削る。

第8条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。

第9条中「公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は減免することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	時間区分及び使用料		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
研修室	3,600円	4,190円	3,630円

松阪勤労者総合福祉センター	会議室		3,140円	3,530円	3,140円	
	視聴覚室		3,940円	4,580円	4,290円	
	多目的ホール	団体	冷暖房あり	7,820円	10,320円	7,820円
		団体	冷暖房なし	3,960円	5,850円	4,410円
	個人	当日受付のみ	300円	300円	300円	
個人	年間利用				6,000円	
松阪市労働会館	1階会議室		2,500円	2,830円	2,500円	
	2階会議室		3,610円	4,290円	4,290円	
松阪市勤労青少年ホーム	第1講習室		2,330円	2,720円	2,330円	
	第2講習室		2,330円	2,720円	2,330円	
	和室		2,130円	2,390円	2,130円	
	料理講習室		3,870円	4,540円	3,870円	
	多目的ホール		3,500円	4,240円	3,500円	
	会議室		1,180円	1,270円	1,180円	
施設名		時間区分及び使用料				
		午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後8時30分まで

松 阪 勤 労 者 体 育 施 設	多目的グラウンド	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,480円
	照明	1時間につき1,100円				
	テニスコート 団体（1面）	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,570円
	個人（当日受付のみ）	400円	400円	400円	400円	400円
	照明	1面1時間につき220円				

備考

- 1 市内に事務所を有する労働関係団体の集合組織が勤労者の福祉の増進又は文化教養の向上のために利用する場合においては、上記使用料の額に2分の1を乗じた額を使用料とする。
- 2 松阪勤労者総合福祉センター多目的ホール及び松阪勤労者体育施設テニスコートにおける個人利用は、団体予約がない場合に限る。
- 3 松阪勤労者体育施設の利用時間は次のとおりとする。
 - (1) 3月1日から11月末日までの期間 午前9時から午後8時30分まで
 - (2) 12月1日から翌年2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで
 （松阪市産業振興センター条例の一部改正）

第13条 松阪市産業振興センター条例（平成17年松阪市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書を削る。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
- 別表を次のように改める。

別表（第3条及び第6条関係）

施設の名称	基本使用料（単位 円）					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
常設展示場	8,580	11,550	13,610	18,970	24,580	31,350
人材育成講座室	3,380	4,780	5,610	7,830	10,060	12,950
和室1	1,070	1,400	1,650	2,390	2,970	3,870
和室2	1,070	1,400	1,650	2,390	2,970	3,870
情報資料室	1,560	2,220	2,550	3,630	4,620	5,940
小研修室	1,730	2,390	2,880	4,040	5,110	6,600
研修ホール	8,580	11,550	13,610	18,970	24,580	31,350

備考

- 1 営利又は営業上の目的で使用する場合は、平日にあつては使用料の1.5倍、土曜日、日曜日及び休日にあつては2.0倍とする。
- 2 前項以外の目的で土曜日、日曜日及び休日を使用する場合は、使用料の1.5倍とする。
- 3 前2項の規定による使用料の加算に当たって10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（松阪市飯南和紙和牛センター条例の一部改正）

第14条 松阪市飯南和紙和牛センター条例（平成17年松阪市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「無料とする」を「別表に定めるところにより、使用の際に徴収するものとする」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削る。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
 - (4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
 - (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
- 附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1日）
休憩室	1,650円
田舎体験室	2,870円
紙すき体験室	1,650円

（松阪市飯高産業振興センター条例の一部改正）

第15条 松阪市飯高産業振興センター条例（平成17年松阪市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表中「(1回)」を「(1日)」に、「5,500円」を「8,250円」に、「330円」を「490円」に、「2,200円」を「3,300円」に改める。

（松阪市森林公園条例の一部改正）

第16条 松阪市森林公園条例（平成17年松阪市条例第330号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

（松阪市飯高林業総合センター条例の一部改正）

第17条 松阪市飯高林業総合センター条例（平成17年松阪市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

林業センター使用料

室名	使用時間帯	使用料（円）
集会所及び運動場	午前8時30分から午後1時まで	4,000
	午後1時から午後5時まで	3,590
	午後5時から午後10時まで	4,410

林業相談室	午前8時30分から午後1時まで	990
	午後1時から午後5時まで	990
	午後5時から午後10時まで	990
林業訓練室	午前8時30分から午後1時まで	1,010
	午後1時から午後5時まで	990
	午後5時から午後10時まで	1,090
教養娯楽室	午前8時30分から午後1時まで	990
	午後1時から午後5時まで	990
	午後5時から午後10時まで	990
料理実習室	午前8時30分から午後1時まで	990
	午後1時から午後5時まで	990
	午後5時から午後10時まで	1,020

備考 6月1日から9月30日までの間は、「午後5時から午後10時まで」の使用時間の区分は「午後5時から午後10時30分まで」とする。

(松阪市都市公園条例の一部改正)

第18条 松阪市都市公園条例(平成17年松阪市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第13条中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減免することができる」を「、次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条第1号及び第2号中「とき。」を「とき 全額免除」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除

第13条に次の2号を加える。

(4) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表公園施設を設置する場合の部中「550」を「820」に改め、同表都市公園に

において行為をする場合の部中「22」を「33」に、「330」を「490」に、「1,100」を「1,650」に、「550」を「820」に、「1,650」を「2,470」に改める。

(松阪市総合運動公園運動施設条例の一部改正)

第19条 松阪市総合運動公園運動施設条例(平成24年松阪市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「松阪市若しくは松阪市教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表第1中「1,100円」を「1,650円」に、「550円」を「820円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「280円」を「420円」に、「140円」を「210円」に改める。

別表第2中「1,100円」を「1,650円」に、「550円」を「820円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「4,400円」を「6,600円」に、「770円」を「1,150円」に、「1,540円」を「2,310円」に改める。

別表第3中「270円」を「400円」に、「550円」を「820円」に改める。

別表第4中「1,100円」を「1,650円」に、「550円」を「820円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「280円」を「420円」に、「140円」を「210円」に改める。

別表第5中「8,800円」を「13,200円」に、「4,400円」を「6,600円」に改める。

(松阪市子ども支援研究センター条例の一部改正)

第20条 松阪市子ども支援研究センター条例(平成17年松阪市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第4条を第13条とし、第3条の次に次の9条を加える。

(休業日等)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 体育室の貸し出しを行わない日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、センター

の休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

(開館時間等)

第5条 センター(体育室を除く。)の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 体育室を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、開館時間又は体育室使用時間を臨時に変更することができる。

(入館の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 風紀をみだすおそれがあると認められるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用の許可)

第7条 体育室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要と認めるときは、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第8条 体育室を使用する者(以下「使用者」という。)は、教育委員会が定める期日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が使用者の責めによらない理由により使用することができないと認めるときは、当該使用料を還付することができる。

(原状回復の義務)

第11条 センターを使用した者は、使用を終了したときは、速やかに使用した施設及び設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 センターの施設及び設備に損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 8 条関係)

	一般	中学生以下
会場使用料	1 時間 780 円	1 時間 390 円
冷暖房使用料	1 時間 880 円	1 時間 440 円

(松阪市公民館条例の一部改正)

第 21 条 松阪市公民館条例 (平成 17 年松阪市条例第 247 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「特に社会教育を目的とする団体等でその目的のため公民館を使用しようとするものに限り」を削る。

第 8 条を次のように改める。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関 (市が設置する附属機関を含む。) が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 法第 10 条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条及び第 7 条関係)

その 1 松阪市松阪公民館

使用区分	使用時間	使用料		摘要
		会場		
		各室共	ホール	
午前	午前9時から 正午まで	1,870円	4,020円	倉庫を使用する場合は、月額490円 (1㎡

午後	午後1時から 午後5時まで	2,180円	5,050円	当たり)を徴収する。
夜間	午後6時から 午後9時まで	1,870円	4,020円	

その2 その他公民館（他の条例等で定めのある公民館は除く。）

使用区分	使用時間	使用料			
		大会議室	調理室	小会議室	和室
午前	午前8時30分 から 正午まで	2,560円	1,120円	1,210円	1,530円
午後	午後1時から 午後5時まで	2,640円	1,280円	1,380円	1,650円
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,200円	960円	1,040円	1,310円

その3 その他施設

使用区分	使用時間	使用料					
		グラウンド		体育館		嬉野宇気郷公民館 陶芸室	
		中郷 公民館	嬉野 宇気 郷公 民館	中郷 公民館	嬉野 宇気 郷公 民館		
午前	午前8時30分 から 正午まで	1,320円		1,230円		820円	ガス使 用料は 実費負

午後	午後1時から 午後5時まで	1,320円		1,350円	820円	担とす る。
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,640 円	—	1,320円	1,230円	

(松阪市嬉野生涯学習センター条例の一部改正)

第22条 松阪市嬉野生涯学習センター条例（平成17年松阪市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別に」を「別表に」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 市民又は市内に事務所を有する法人、団体等以外のものが使用するときの使用料は、別表に定める使用料の額に5割に相当する額を加算した額とする。

第15条を第16条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

基本使用料金						備考
(単位 円)						
午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時から 午後9時 まで	午前9時から 午後4時30分 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時 まで	

大会議室	6,760	7,920	7,920	16,540	17,560	25,760	所定の備付備品の使用料を含む。
研修室1	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
研修室2	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
研修室3	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
スタジオ	2,970	3,460	3,460	7,420	7,920	11,880	
多目的教室	1,980	2,310	2,310	4,950	5,280	7,920	
和室	2,970	3,460	3,460	7,420	7,920	11,880	

(松阪市中川コミュニティセンター条例の一部改正)

第23条 松阪市中川コミュニティセンター条例（平成17年松阪市条例第251号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削る。

第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表大集会室の項中「2,420」を「3,630」に、「2,640」を「3,960」に、「2,970」を「4,450」に、「3,630」を「5,440」に、「3,850」を「5,770」に、「5,500」を「8,250」に改め、同表会議室の項中「880」を「1,320」に、「990」を「1,480」に、「1,210」を「1,810」に、「1,430」を「2,140」に、「1,650」を「2,470」に、

「2,200」を「3,300」に改め、同表ミーティングルームの項中「880」を「1,060」に、「990」を「1,190」に、「1,210」を「1,120」に、「1,430」を「1,730」に、「1,650」を「1,730」に、「2,200」を「2,260」に改め、同表多目的利用室の項中「880」を「1,260」に、「990」を「1,460」に、「1,210」を「1,360」に、「1,430」を「2,140」に、「1,650」を「2,260」に、「2,200」を「3,070」に改め、同表調理室の項中「1,100」を「1,420」に、「1,320」を「1,670」に、「2,200」を「1,650」に、「2,420」を「2,680」に、「2,640」を「2,680」に、「3,300」を「3,690」に改め、同表和室A及び和室Bの項中「880」を「1,140」に、「990」を「1,300」に、「1,210」を「1,220」に、「1,430」を「1,940」に、「1,650」を「1,940」に、「2,200」を「2,580」に改める。

(松阪市豊地農構センター条例の一部改正)

第24条 松阪市豊地農構センター条例(平成17年松阪市条例第252号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書を削る。

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

基本使用料

(単位:円)

区分	使用区分			
	午前	午後	夜間	終日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

集会室	2,470	2,970	3,660	7,420
研修室 (1)	930	1,020	1,020	1,850
研修室 (2)	1,000	1,110	1,110	2,020
会議室 (1)	1,180	1,350	1,350	2,740
会議室 (2)	1,220	1,400	1,400	2,890
調理実習室	1,340	1,570	1,850	3,390

(松阪市豊田農村集落センター条例の一部改正)

第 25 条 松阪市豊田農村集落センター条例（平成 17 年松阪市条例第 253 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書を削る。

第 13 条を第 14 条とし、第 9 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の減免)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表多目的ホールの項中「1,100」を「2,470」に、「1,320」を「2,970」に、「1,650」を「3,610」に、「3,300」を「7,420」に改め、同表研修室 (1) 及び同表研修室 (2) の項中「550」を「910」に、「660」を「1,030」に、「880」を「1,030」に、「1,650」を「1,960」に改め、同表会議室の項中「550」を「1,080」に、「660」を「1,250」に、「880」を「1,250」に、「1,650」を「2,640」に改め、同表生活改善室の項中「880」を「1,240」に、「1,100」を「1,470」に、「1,650」を「1,850」に、「2,750」を「3,290」に改め、同表営農研修室の項中「550」を「1,230」に、「660」を「1,450」に、「880」を「1,450」に、「1,650」を「3,230」に改め、同表中「冷暖房使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の 10 分の 5 に相当する額とする。」を削る。

(松阪市文化センター条例の一部改正)

第26条 松阪市文化センター条例(平成17年松阪市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第11条中第4項を削る。

第18条を第19条とし、第12条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 市内の高等学校が教育活動のために使用するとき 5割減額
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2(第11条関係)

松阪市民文化会館基本使用料

(単位 円)

区分		午前 (午前9時から正午まで)		午後 (午後1時から午後5時まで)		夜間 (午後6時から午後10時まで)		全日 (午前9時から午後10時まで)	
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日
ホール	入場料等を徴しない場合	一般使用の場合	平日	16,150	23,080	30,000	64,380		
			土曜日	19,840	28,610	37,150	79,600		
			日曜日						
			休日						
	営利を目的とする場合	平日	32,300	46,160	60,000	128,760			
		土曜日	39,680	57,220	74,300	159,200			
		日曜日							

			休日					
入 場 料 を 収 め る 合 場 等 徴 収 場 合	一 般 使 用 の 場 合	入 場 料 等 1,000円 以下	平日	16,630	23,770	30,900	66,310	
			土曜日	20,430	29,460	38,260	81,980	
			日曜日					
			休日					
			入 場 料 等	平日	20,990	30,000	39,000	83,690
			1,001円 以上 3,000円 以下	土曜日	25,790	37,190	48,290	103,480
			日曜日					
			休日					
		入 場 料 等 3,001円 以上	平日	24,220	34,620	45,000	96,570	
	土曜日		29,760	42,910	55,720	119,400		
	日曜日							
			休日					
	営 利 を 目 的 と す る 場 合	平日	48,450	69,240	90,000	193,140		
土曜日		59,520	85,830	111,450	238,800			
日曜日								
休日								

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 3 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 4 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 5 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 6 使用料の額に、10円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

別表第3（第11条関係）

松阪コミュニティ文化センター基本使用料

（単位 円）

区分			午前 （午前9時から 正午まで）	午後 （午後1時から 午後5時まで）	夜間 （午後6時から 午後10時まで）	全日 （午前9時から 午後10時まで）	
ホー ル	入 場 等 徴 収 し な い 場 合	一般使用の場合	平日	6,760	10,830	13,530	28,940
			土曜日	8,380	13,260	16,770	35,720
			日曜日 休日				
		営利を目的とする場合	平日	13,520	21,660	27,060	57,880
			土曜日	16,760	26,520	33,540	71,440
			日曜日 休日				
		入 場 料 等	平日	6,960	11,150	13,930	29,800
			土曜日	8,630	13,650	17,270	36,790

入 場 料 等 徴 収 場 合	一 般 使 用 の 場 合	1,000円 以下	日曜日 休日				
		入 場 料 等	平日	8,780	14,070	17,580	37,620
		1,001円 以上 3,000円 以下	土曜日 日曜日 休日	10,890	17,230	21,800	46,430
		入 場 料 等	平日	10,140	16,240	20,290	43,410
		3,001円 以上	土曜日	12,570	19,890	25,150	53,580
			日曜日				
			休日				
		営 利 を 目 的 と す る 場 合	平日	20,280	32,490	40,590	86,820
			土曜日	25,140	39,780	50,310	107,160
			日曜日 休日				

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 3 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 4 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場
合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の 100 分の 50
に相当する額とする。

5 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。

6 使用料の額に、10円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

別表第4（第11条関係）

松阪市嬉野ふるさと会館基本使用料

（単位 円）

区分				午前 （午前9 時から 正午ま で）	午後 （午後 1時か ら午後 5時ま で）	夜間 （午後6 時から 午後10 時まで）	全日 （午前9 時から 午後10 時まで）		
ホ ー ル	入 場 料 を 徴 し な い 場 合	一 般 使 用 の 場 合	平日	11,070	14,630	19,450	41,980		
			土曜日	13,720	17,950	24,090	51,850		
			日曜日 休日						
		営 利 を 目 的 と す る 場 合	平日	22,140	29,260	38,900	83,960		
			土曜日	27,440	35,900	48,180	103,700		
			日曜日 休日						
		入 場 料 等 1,000円 以下	入 場 料 等	平日	11,400	15,060	20,030	43,230	
				土曜日	14,130	18,480	24,810	53,400	
				日曜日 休日					
			入 場 料 等	入 場 料 等	平日	14,390	19,010	25,280	54,570
					土曜日				
					日曜日 休日				

	入場料を収める場合等徴す	一般使用の場合	1,001円以上 3,000円以下	土曜日 日曜日 休日	17,830	23,330	31,310	67,400		
			入場料等	平日	16,600	21,940	29,170	62,970		
		3,001円以上	土曜日	20,580	26,920	36,130	77,770			
			日曜日 休日							
		営利を目的とする場合	平日	33,210	43,890	58,350	125,940			
			土曜日	41,160	53,850	72,270	155,550			
			日曜日 休日							
		会議室	入場料を収めない場合	一般使用の場合			2,390	3,690	6,080	11,790
				営利を目的とする場合			4,780	7,380	12,160	23,580
			入場料を徴す	一般使用の場合	入場料等1,000円以下		2,620	4,050	6,680	12,960
入場料等1,001円以上3,000円以下		3,100			4,790	7,900	15,320			

	る 場 合		入場料等3,001円 以上	3,580	5,530	9,120	17,680
		営利を目的とする場合		7,170	11,070	18,240	35,370
多 目 的 ホ ール	入 場 料 等 徴 し な い 場 合	一般使用の場合		2,610	4,030	6,640	12,880
		営利を目的とする場合		5,220	8,060	13,280	25,760
	入 場 料 等 徴 す 場 合	一 般 使 の 場 合	入場料等1,000円 以下	2,870	4,430	7,300	14,160
			入場料等1,001円 以上 3,000円以下	3,390	5,230	8,630	16,740
			入場料等3,001円 以上	3,910	6,040	9,960	19,320
		営利を目的とする場合		7,830	12,090	19,920	38,640
応接室			1,710	2,640	4,350	8,430	

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、10円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

(松阪市文化財センター条例の一部改正)

第27条 松阪市文化財センター条例（平成17年松阪市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表第2中「1,600円」を「3,120円」に、「2,140円」を「4,170円」に、「3,210円」を「6,250円」に改め、同表備考を削る。

（松阪市松浦武四郎誕生地条例の一部改正）

第28条 松阪市松浦武四郎誕生地条例（平成29年松阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条中「特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表第2中「4,400円」を「4,050円」に、「2,200円」を「2,400円」に、「6,600円」を「12,150円」に、「3,300円」を「7,200円」に改める。

（松阪市飯南産業文化センター条例の一部改正）

第29条 松阪市飯南産業文化センター条例（平成17年松阪市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第17条第2項第3号中「第9条」を「第10条」に改め、同項第4号中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第18条とし、第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は

保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき
全額免除

(4) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する市内の社会教育
関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除

(5) 市内の高等学校が教育活動のために使用するとき 5 割減額

(6) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

松阪市飯南産業文化センター使用料

（単位：円）

区分		午前 （午前9 時から 正午ま で）	午後 （午後1 時から 午後5時 まで）	夜間 （午後6 時から 午後10 時まで）	全日 （午前9 時から 午後10 時まで）		
ホール	入場料等 を徴収し ない場合	一般使用の場合	4,170	5,560	7,540	15,870	
		営利を目的とする 場合	8,340	11,120	15,080	31,740	
	入場料等 を徴収す る場合	一般 使用 の場 合	入場料等 1,000 円以 下	4,420	5,890	7,990	16,820
			入場料等 1,001 円以 上 3,000 円以 下	5,420	7,220	9,800	20,630
			入場料等 3,001 円以 上	6,250	8,340	11,310	23,800
		営利を目的とする 場合	17,320	23,100	31,350	68,140	

和室	一般使用の場合	990	1,320	1,980	4,040
	営利を目的とする場合	4,950	6,600	9,900	20,210
研修室	一般使用の場合	1,540	2,060	3,090	6,340
	営利を目的とする場合	7,420	9,900	14,850	30,520
調理 実習室	一般使用の場合	1,830	2,450	3,670	7,540
	営利を目的とする場合	7,420	9,900	14,850	30,520
控室	一般使用の場合	1,480	1,980	2,970	6,100
	営利を目的とする場合	7,420	9,900	14,850	30,520
音響調整室		4,170	5,560	7,540	15,870

備考

- 1 料理実習室を使用する場合は、ガス、水道料として1回440円を徴収する。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 時間区分を超えて使用する場合には、それぞれ1時間当たりの時間単価を加算する。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 5 附帯設備、器具備品等の使用料は別表第2で定める。
- 6 舞台音響・照明の特別な操作を専門員（有資格者）に依頼する場合は、使用者の実費負担とする。

（松阪市総合体育館条例の一部改正）

第30条 松阪市総合体育館条例（平成17年松阪市条例第266号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「市若しくは教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
- 別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

施設使用料

（単位 円）

使用区分		時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのための使用	8,720	11,550	12,200
		その他	27,900	36,960	39,040
	入場料等を徴収する場合	スポーツのための使用	13,080	17,320	18,300
		その他	62,780	83,160	87,840
		興行を直接の目的とする	150,850	199,810	211,060
	一般公開日における個人使用	中学生以下	70	70	70
一般		210	210	210	
トレーニング室		中学生以下	70	70	70
		一般	210	210	210
卓球室		中学生以下	70	70	70
		一般	210	210	210
武道室		中学生以下	70	70	70
		一般	210	210	210
会議室			1,250	1,580	1,750
松阪市総合体育館年間個人使用券		中学生以下	競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分3,500円		

	一般	競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分10,500円
--	----	--

備考

- 1 2つ以上の連続する時間区分を使用する場合は、それぞれの時間区分にかかわらず、当該時間区分の間の時間についても、使用することができる。この場合における使用料金は、それぞれの時間区分の欄に規定する金額の合計額とする。
 - 2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増とする。ただし、一般公開日における個人使用料は、この限りでない。
 - 3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場床面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
 - 4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
 - 5 午前9時から午後9時までの間に舞台電灯を使用した場合（個人使用の場合を除く。）の電灯使用料は、使用した時間（1時間に満たない時間は1時間とみなす。）に、440円を乗じて得た額とする。
 - 6 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかんを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
 - 7 体育館施設使用料合計額の10円未満は切捨てとする。
- 別表第2バドミントン用器具の項の次に次のように加える。

ソフトバレー用器具	〃	220	220
	〃		

別表第2中「

冷暖房機	〃 1基に付1時間以内	220	220
------	----------------	-----	-----

」を削る。

（松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例の一部改正）

第31条 松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例（平成17年松阪市条例第267号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところによ

り、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

第10条第2項を削る。

別表第1 武道館の部を次のように改める。

武道館	入場料を徴しない場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	2,580	3,370	3,870	9,750
			第2道場	2,580	3,370	3,870	9,750
			第3道場	2,580	3,370	3,870	9,750
		その他の場合	第1道場	12,900	16,850	19,350	48,750
			第2道場	12,900	16,850	19,350	48,750
			第3道場	12,900	16,850	19,350	48,750
	入場料を徴する場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	3,870	5,050	6,600	14,850
			第2道場	3,870	5,050	6,600	14,850
			第3道場	3,870	5,050	6,600	14,850
		その他の場合	第1道場	37,410	48,860	56,110	141,370
			第2道場	37,410	48,860	56,110	141,370
			第3道場	37,410	48,860	56,110	141,370
	一般公開日における個人使用	中学生以下		100	100	100	—
		一般		200	200	200	—
	会議室			580	780	750	2,340
シャワー室（温水）			1人1回につき100				

別表第1備考3中「四捨五入」を「切捨て」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場使用料
（単位 円）

使用区分	時間区分	使用料
多目的グラウンド	午前9時から午後1時まで	2,640
	午後1時から午後5時まで	2,640
テニスコート	午前9時から午前11時まで	970
	午前11時から午後1時まで	970
	午後1時から午後3時まで	970
	午後3時から午後5時まで	970
ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	無料

備考

- 1 時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。
- 2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増（10円未満は、切捨てとする。）とする。
- 3 本則第4条に定める使用時間を超えて使用する場合又は使用時間以外の時間帯に使用する場合は、ゲートボール場の使用者を除き、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に480円を乗じて得た額とする。

（松阪市波留運動公園条例の一部改正）

第32条 松阪市波留運動公園条例（平成17年松阪市条例第303号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前8時30分から午後5時までとする。」を「別表第1に定めるとおりとする。」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

第2条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところ

により、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

使用時間

施設名	時間区分	時間
ソフトボール場 テニスコート バスケットコート	午前	9時から12時まで
	午後	13時から17時まで

別表第2（第5条関係）

使用料

施設名	時間区分	使用料
ソフトボール場	午前	810円
	午後	890円
テニスコート	午前	630円
	午後	650円
バスケットコート	午前	630円
	午後	650円

備考 2つの時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。

(松阪市飯南体育センター条例の一部改正)

第33条 松阪市飯南体育センター条例（平成17年松阪市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「午前9時から午後10時まで」を「施設等の使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。」に改める。

第6条第2項中「別表」を「別表第2」に改める。

第7条を次のように改める。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
- 別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

使用時間

施設名	時間区分	時間
体育館 トレーニング室兼 卓球練習場	午前	9時から12時まで
	午後	13時から17時まで
	夜間	18時から22時まで

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

使用料

施設名	時間区分	使用料
体育館	午前	610円
	午後	740円
	夜間	990円
トレーニング室兼 卓球練習場	午前	490円
	午後	630円
	夜間	660円

備考 2つ以上の時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。

（松阪公園グラウンド条例の一部改正）

第34条 松阪公園グラウンド条例（平成17年松阪市条例第271号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の区分によって」を「次の使用時間区分によって」に、「使用料に係る時間区分（以下「使用時間」という。）を超える時間又は使用時間以外の時間」を「使用時間区分以外の時間の使用」に改め、同条の表を次のように改める。

使用時間区分		使用料
月曜日から金曜日まで	午前9時から 午後1時まで	930円
	午後1時から	930円

	午後 5 時まで	
	午前 9 時から 午後 5 時まで	1,670 円
日曜日、土曜日及び休日	午前 9 時から 午後 1 時まで	1,200 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,200 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで	2,170 円
備考		
1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。		
2 使用時間区分以外の時間帯に使用する場合の使用料は、使用する時間（1 時間に満たない時間は、1 時間とみなす。）に 230 円を乗じて得た額とする。		

第 5 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

（松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例の一部改正）

第 35 条 松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例（平成 17 年松阪市条例第 274 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（使用時間）

第 2 条 使用時間は、別表第 1 に定めるとおりとする。

第 5 条中「別表」を「別表第 2」に改める。

第 6 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところによ

り、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

使用時間

施設名	時間区分	時間
松阪市山村広場 (飯南グラウンド)	午前	8時から12時まで
	午後	13時から17時まで
	夜間	18時から22時まで

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

使用料

施設名	時間区分	使用料
松阪市山村広場 (飯南グラウンド)	午前	1,110円
	午後	1,110円
	夜間	2,540円

備考 2つ以上の時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。

（松阪市飯南そまびとグラウンド条例の一部改正）

第36条 松阪市飯南そまびとグラウンド条例（平成17年松阪市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

（使用時間）

第3条 グラウンドの施設等の使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。

（使用料）

第4条 グラウンドの施設等の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

（使用料の減免）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
- 本則に次の2条を加える。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

使用時間

施設名	時間区分	時間
松阪市飯南そまびとグラウンド	午前	9時から12時まで
	午後	13時から17時まで

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

使用料

施設名	時間区分	使用料
松阪市飯南そまびとグラウンド	午前	620円
	午後	660円

備考 2つの時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。

(松阪市中部台テニスコート条例の一部改正)

第37条 松阪市中部台テニスコート条例（平成17年松阪市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「市若しくは教育委員会が主催する場合又は教育委員会が特に必要と認めた場合は、使用料を免除することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設使用料

（単位 円）

使用区分		使用時間区分	使用料
テニスコート 1面（A, B, C, D, E及び Fコート）	専用使用	午前9時から午前11時まで	1,160
		午前11時から午後1時まで	1,160
		午後1時から午後3時まで	1,160
		午後3時から午後4時30分まで	870
		午後4時30分から午後6時30分まで	2,020
		午後6時30分から午後8時30分まで	2,020
	一般公開日 における個人 使用	午前9時から午後8時30分までの 時間内で1人1時間	160
テニスコート （Gコート （壁打コート を含む。））	個人使用	午前9時から午後5時までの時間内 で1人1時間	160
シャワー室		10分	100
備考			
1 テニスコートについては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20%増（10円未満は、切捨てとする。）とする。			
2 使用時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。			

（松阪市東部テニスコート条例の一部改正）

第38条 松阪市東部テニスコート条例（平成17年松阪市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用時間及び使用料）

第4条 使用時間及び使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、教育委員会

は、運営上特に支障がない場合は、同表の使用時間を超える使用について1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）を単位として使用することを認めることができる。

2 使用者は、別表に定める額を申請の際納付しなければならない。

第6条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用区分	使用時間区分	使用料（1面当たり）
テニスコート	午前9時から午前11時まで	410円
	午前11時から午後1時まで	410円
	午後1時から午後3時まで	410円
	午後3時から午後5時まで	410円

備考

1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の30パーセント増（10円未満は、切捨てとする。）とする。

2 使用時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。

3 この表に定める使用時間以外の時間に使用する場合は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に200円を乗じて得た額とする。

（松阪公園プール条例の一部改正）

第39条 松阪公園プール条例（平成17年松阪市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用料）

第4条 プールに入場する者の使用料は、次のとおりとする。

区分	使用料（単位：円）	
プール	一般	1回につき 520
	中学生以下	1回につき 260
ロッカー	無料	

備考

1 障がいのある人（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。以下同じ。）の使用料は、無料とする。

2 障がいのある人1人につき介助者1人の使用料は、無料とする。

2 前条に規定する期間及び時間以外の使用料については、市長が別に定める。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

第8条第2項中「クラブ活動等教職員の引率する児童生徒又は」を削り、「の引率するスポーツ少年団、子供会」を「又は保護者の引率するスポーツ少年団又は子ども会」に、「別表第2」を「別表」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

第9条第2号中「第7条」を「第5条」に改め、同条を第8条とする。

第10条第2項中「第9条」を「前条」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別表第1を削る。

別表第2を次のように改める。

別表（第6条関係）

（単位：円）

区分	1人当たり使用料	
団体使用による使用料	1回	160

備考

1 1回は、2時間をいう。ただし、2時間未満は2時間とみなす。

2 団体使用の場合、引率者は無料とする。

(松阪市流水プール条例の一部改正)

第40条 松阪市流水プール条例(平成17年松阪市条例第282号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条の表中「中学生以上」を「一般」に、「440」を「520」に、「小学生以下」を「中学生以下」に、「270」を「260」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

1 障がいのある人(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。以下同じ。)の使用料は、無料とする。

2 障がいのある人1人につき介助者1人の使用料は、無料とする。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条を第8条とする。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

第4条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において特に必要があると認めるとき。

第4条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(団体使用)

第6条 団体使用を希望するものは、あらかじめ教育委員会に申し込まなければならない。

2 団体使用は、監督者又は保護者の引率するスポーツ少年団、子ども会等10人以上の団体とし、使用料は、別表に定めるとおりとする。

3 教育委員会は、使用許可について管理上の必要な条件を付すことがある。

(使用許可の取消し)

第7条 教育委員会は、使用許可後次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用承認の条件に違反したとき。

(2) 第5条の事由が発生したとき。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は

保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額
附則の次に次の別表を加える。

別表 (第6条関係)

(単位:円)

区分	1人当たり使用料
団体使用による使用料	1回 160

備考

1 1回は、2時間をいう。ただし、2時間未満は2時間とみなす。

2 団体使用の場合、引率者は無料とする。

(松阪市飯高B&G海洋センター条例の一部改正)

第41条 松阪市飯高B&G海洋センター条例(平成17年松阪市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

施設
体育館
武道館
トレーニングルーム
プール

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

使用時間

施設名	時間区分	時間
体育館・武道館・トレーニングルーム	午前	9時から12時まで
	午後	13時から17時まで
	夜間	18時から22時まで

プール	午前	10時から12時まで
	午後	13時から17時まで

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

使用料

施設	区分			料金
体育館	個人使用	中学生以下		140円
		一般		290円
	専用使用	片面	午前	1,100円
			午後	1,430円
			夜間	1,430円
		全面	午前	2,090円
			午後	2,750円
			夜間	2,750円
	プール、武道館、トレーニングルーム	個人使用	体育館に準ずる。	
武道館	専用使用	片面	午前	1,490円
			午後	1,650円
			夜間	1,650円
更衣ロッカー	1回につき	10円		

備考

- 2つ以上の時間区分にわたって使用する場合には、それぞれの区分により定めた使用料の合計額とする。
- 個人使用において、障がいのある人（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。以下同じ。）の使用料は、無料とする。
- 個人使用において、障がいのある人1人につき介助者1人の使用料は、無料とする。

（松阪市ソフトボール場条例の一部改正）

第42条 松阪市ソフトボール場条例（平成17年松阪市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「市若しくは教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催

するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表中「子供・児童・生徒」を「中学生以下」に、「270」を「400」に、「550」を「820」に、「130」を「190」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の松阪市地区市民センター条例別表第2の規定、第2条の規定による改正後の松阪市飯高総合開発センター条例別表の規定、第3条の規定による改正後の松阪市飯南コミュニティセンター条例別表の規定、第4条の規定による改正後の松阪市中川新町地域交流センター条例別表の規定、第5条の規定による改正後の松阪市福祉会館条例別表の規定、第6条の規定による改正後の松阪市隣保館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の松阪市飯高老人福祉センター条例別表の規定、第8条の規定による改正後の松阪市飯高保健センター条例別表の規定、第9条の規定による改正後の松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の松阪市篠田山斎場条例別表第2の規定、第11条の規定による改正後の松阪市嬉野斎場条例別表の規定、第12条の規定による改正後の松阪市勤労者総合福祉施設条例第8条及び別表の規定、第13条の規定による改正後の松阪市産業振興センター条例別表の規定、第14条の規定による改正後の松阪市飯南和紙和牛センター条例第7条及び別表の規定、第15条の規定による改正後の松阪市飯高産業振興センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の松阪市飯高林業総合センター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の松阪市都市公園条例別表の規定、第19条の規定による改正後の松阪市総合運動公園運動施設条例別表第1から別表第5までの規定、第20条の規定による改正後の松阪市子ども支援研究センター条例第8条及び別表の規定、第21条の規定による改正後の松阪市公民館条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の松阪市嬉野生涯学習センター条例第9条及び別表の規定、第23条の規定による改正後の松阪市中川コミュニティセンター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の松阪市豊地農構センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の松阪市豊田農村集落センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の松阪市文化センター条例別表第2から別表第4までの規定、第27条の規定による改正後の松阪市文化財センター条例別表第2の規定、第28条の規定による改正後の松阪市松浦武四郎誕生地条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の松阪市飯南産業文化センター条例別表第1の規定、第30条の規定による改正後の松阪市総合体育館条例別表第1及び別表第2の規定、第31条の規定による改正後の松

阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 32 条の規定による改正後の松阪市波留運動公園条例第 5 条及び別表第 2 の規定、第 33 条の規定による改正後の松阪市飯南体育センター条例第 6 条及び別表第 2 の規定、第 34 条の規定による改正後の松阪公園グラウンド条例第 3 条の規定、第 35 条の規定による改正後の松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例第 5 条及び別表第 2 の規定、第 36 条の規定による改正後の松阪市飯南そまびとグラウンド条例第 4 条及び別表第 2 の規定、第 37 条の規定による改正後の松阪市中部台テニスコート条例別表の規定、第 38 条の規定による改正後の松阪市東部テニスコート条例第 4 条及び別表の規定、第 39 条の規定による改正後の松阪公園プール条例第 4 条、第 6 条及び別表の規定、第 40 条の規定による改正後の松阪市流水プール条例第 3 条、第 6 条及び別表の規定、第 41 条の規定による改正後の松阪市飯高 B & G 海洋センター条例別表第 3 の規定、及び第 42 条の規定による改正後の松阪市ソフトボール場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

（使用料等の減免に関する経過措置）

- 3 第 1 条の規定による改正後の松阪市地区市民センター条例第 7 条の規定、第 2 条の規定による改正後の松阪市飯高総合開発センター条例第 7 条の規定、第 3 条の規定による改正後の松阪市飯南コミュニティセンター条例第 6 条の規定、第 4 条の規定による改正後の松阪市中川新町地域交流センター条例第 7 条の規定、第 5 条の規定による改正後の松阪市福社会館条例第 8 条の規定、第 6 条の規定による改正後の松阪市隣保館条例第 8 条の規定、第 7 条の規定による改正後の松阪市飯高老人福祉センター条例第 9 条の規定、第 8 条の規定による改正後の松阪市飯高保健センター条例第 9 条の規定、第 9 条の規定による改正後の松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例第 6 条の規定、第 10 条の規定による改正後の松阪市篠田山斎場条例第 6 条の規定、第 11 条の規定による改正後の松阪市嬉野斎場条例第 8 条の規定、第 12 条の規定による改正後の松阪市勤労者総合福祉施設条例第 9 条の規定、第 13 条の規定による改正後の松阪市産業振興センター条例第 7 条の規定、第 14 条の規定による改正後の松阪市飯南和紙和牛センター条例第 8 条の規定、第 15 条の規定による改正後の松阪市飯高産業振興センター条例第 9 条の規定、第 17 条の規定による改正後の松阪市飯高林業総合センター条例第 9 条の規定、第 18 条の規定による改正後の松阪市都市公園条例第 13 条の規定、第 19 条の規定による改正後の松阪市総合運動公園運動施設条例第 6 条の規定、第 20 条の規定による改正後の松阪市子ども支援研究センター条例第 9 条の規定、第 21 条の規定による改正後の松阪市公民館条例第 8 条の規定、第 22 条の規定による改正後の松阪市嬉野生涯学習センター条例第 10 条の規定、第 23 条の規定による改正後の松阪市中川コミュニティセンター条例第 6 条の規定、第 24 条の規定による改正後の松阪市豊地農構センター条例第 9 条の規定、第 25 条の規定による改正後の松阪市豊田農村集落センター条例第 9 条の規定、第 26 条の規定による改正後の松阪市文化センター条例第 12 条の規定、第 27 条の

規定による改正後の松阪市文化財センター条例第 14 条の規定、第 28 条の規定による改正後の松阪市松浦武四郎誕生地条例第 12 条の規定、第 29 条の規定による改正後の松阪市飯南産業文化センター条例第 8 条の規定、第 30 条の規定による改正後の松阪市総合体育館条例第 8 条の規定、第 31 条の規定による改正後の松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例第 10 条の規定、第 32 条の規定による改正後の松阪市波留運動公園条例第 6 条の規定、第 33 条の規定による改正後の松阪市飯南体育センター条例第 7 条の規定、第 34 条の規定による改正後の松阪公園グラウンド条例第 5 条の規定、第 35 条の規定による改正後の松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例第 6 条の規定、第 36 条の規定による改正後の松阪市飯南そまびとグラウンド条例第 5 条の規定、第 37 条の規定による改正後の松阪市中部台テニスコート条例第 10 条の規定、第 38 条の規定による改正後の松阪市東部テニスコート条例第 6 条の規定、第 39 条の規定による改正後の松阪公園プール条例第 7 条の規定、第 40 条の規定による改正後の松阪市流水プール条例第 4 条、第 41 条の規定による改正後の松阪市飯高 B & G 海洋センター条例第 13 条の規定、及び第 42 条の規定による改正後の松阪市ソフトボール場条例第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免から適用し、同日前の使用に係る使用料の減免についてはなお従前の例による。

- 4 第 16 条の規定による改正後の松阪市森林公園条例第 13 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免についてはなお従前の例による。